令和6年5月1日 大洲市要綱第79号

大洲市流域治水推進補助金交付要綱の制定について 大洲市流域治水推進補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年5月1日

大洲市長 二 宮 隆 久

大洲市流域治水推進補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化に対し、総合的な流域治水の一環として、豪雨時の雨水の河川及び水路への流出抑制を図ることを目的に、雨水貯留浸透施設の設置に要する経費に対し、市が予算の範囲内で、大洲市流域治水推進補助金(以下「補助金」という。)を交付するための必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 転用浄化槽 公共下水道への接続により廃止する浄化槽を雨水の貯留施設に転用して、一時的に雨水の流出を抑制する施設をいう。
 - (2) 雨水タンク 雨水貯留タンクを設置することにより、雨水を貯留して一時的に雨水 の流出を抑制する施設をいう。
 - (3) 浸透ます 透水性のますの周辺を砕石で充填し、集水した雨水を側面及び底面から 地中へ浸透させる施設をいう。
 - (4) 浸透トレンチ 溝に砕石を充填し、さらに当該溝の中に浸透ますと連結された有孔 管を設置することにより雨水を導き、砕石の側面及び底面から地中へ浸透させる施設 をいう。
 - (5) 浸透側溝 側溝の周辺を砕石で充填し、雨水を側面及び底面から地中へ浸透させる 施設をいう。
 - (6) 透水性舗装 舗装構造に透水性を有した材料を用いて、雨水を路盤以下へ浸透させ る舗装(透水性平板を含む。)をいう。
 - (7) 雨水貯留浸透施設 前号までに掲げる施設等の総称をいう。 (補助対象区域)
- 第3条 補助金の交付対象となる区域(以下「補助対象区域」という。)は、別表第1に

定める区域とする。

(補助対象施設)

- 第4条 補助金の交付対象となる施設は、雨水貯留浸透施設とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。
 - (1) 既設の雨水貯留浸透施設を改造又は修繕する場合
 - (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)、特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)及びその他法令の規定に基づき設置が義務付けられた雨水貯留浸透施設を設置する場合。ただし、基準以上の容量の施設を設置する場合は、その差分は補助の対象とする。
 - (3) 補助金の交付を受けた雨水貯留浸透施設を設置した宅地等の敷地内に再度同一施設を設置する場合
 - (4) 自作又は中古の雨水タンクを設置する場合
 - (5) 雨水貯留浸透施設の附属品のみに対して補助を受けようとする場合
 - (6) この要綱に定める補助金以外の補助金の交付を受ける場合
 - (7) その他市長が補助金の交付を不適当と認めた場合 (補助対象者)
- 第5条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象区域内において土地又は建築物を所有し、又は使用している者で、雨水貯留浸透施設の設置を行おうとする者(以下「補助対象者」という。)とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としない。
 - (1) 市税(国民健康保険税を含む。)を滞納している者
 - (2) 大洲市暴力団排除条例(平成23年大洲市条例第22号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員等
 - (3) 暴力団員等が役員となっている団体
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有している個人又は団体
 - (5) その他市長が補助対象者として不適当と認めた者 (補助対象経費)
- 第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、雨水貯留浸 透施設の設置に要する材料費及び工事費とする。
- 2 第4条第2項第2号ただし書に規定する場合の補助対象経費は、施設全体の容量と補助対象分の容量の比率で算出した金額とする。

(補助金の額)

- 第7条 補助金の額は、別表第2に定める金額とし、1申請当たり200,000円を上限とする。
- 2 前項の補助金額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの

とする。

(補助金の交付申請)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする者は、材料の購入又は設置工事を開始する前に、 大洲市流域治水推進補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長 に提出しなければならない。
 - (1) 工事場所の案内図及び工事の概要を示す図面(平面図、構造図など)
 - (2) 雨水貯留浸透施設の設置前の現場写真(状況が把握できるもの)
 - (3) 材料費及び工事費の見積書
 - (4) 雨水貯留浸透施設の製品カタログ
 - (5) 誓約書及び市税納入状況確認同意書(様式第2号)
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助対象者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等相当額」という。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額が明らかではないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定等)

- 第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、大洲市流域治水推進補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助対象者に通知するものとする。
- 2 補助対象者は、前項の規定による通知を受けた日以降に、雨水貯留浸透施設の購入又は工事を開始しなければならない。

(変更の申請)

- 第10条 前条第1項の規定による通知を受けた補助対象者(以下「交付決定者」という。) は、申請に係る工事の内容を変更する場合又は廃止しようとするときは、大洲市流域治 水推進補助金変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければ ならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更を 適当と認めるときは、大洲市流域治水推進補助金変更承認書(様式第5号)により、交 付決定者に通知するものとする。

(工事の完了)

第11条 交付決定者は、設置工事が完了したときは、当該工事の完了の日から起算して 14日を経過した日又は当該年度の2月28日(同日が大洲市の休日を定める条例(平 成17年条例第2号)第1条に規定する休日に当たるときは、その直前の休日以外の日)のいずれか早い期日までに、大洲市雨水貯留浸透施設工事完了報告書(様式第6号。以下「完了報告書」という。)に次に掲げる書面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事完了後の平面図及び構造図。ただし、申請時と変更がない場合は省略してもよい。
- (2) 雨水貯留浸透施設の工事写真
- (3) 材料費及び工事費の領収書
- (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 第8条第2項ただし書により消費税等相当額を減額せずに交付申請をした補助対象者は、完了報告書を提出するに当たって、消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第8条第2条ただし書により交付申請した補助対象者は、完了報告書を提出した後に おいて、消費税及び地方消費税の申告により消費税等相当額が確定した場合には、その 金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額) を消費税仕入控除税額等報告書(様式第7号)により速やかに市長に報告するとともに、 市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の交付)

- 第12条 市長は、完了報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査した上で、 工事の完了確認を行い、設置工事が適正に行われていると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大洲市流域治水推進補助金交付額確定通知書(様式第8号)により、 交付決定者に通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けた交付決定者は、大洲市流域治水推進補助金交付請求書(様式第9号)を市に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の請求書の提出があったときに、補助金を交付するものとする。 (補助金交付の取消し)
- 第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決 定を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
 - (2) この要綱の規定に違反したとき
 - (3) 第5条第2項第2号から第5号までに該当する者であることが判明したとき
 - (4) その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき (補助金の返還)
- 第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に 補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(現地調査)

第15条 市長は、交付決定の内容(第10条第2項の規定に基づく承認をした場合は、 その承認された内容)が適正に行われるように、必要に応じ、工事状況の現地調査を行 うことができる。

(維持管理等)

- 第16条 交付決定者は、定期的な点検・清掃を行うなど、雨水貯留浸透施設の機能維持のため、適切な維持管理に努めなければならない。なお、雨水貯留浸透施設の所有者が変更となる場合は、このことについて引き継がなければならない。
- 2 市長は、この要綱に基づく補助金により設置された雨水貯留浸透施設によって交付決 定者又は第三者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。 (補足)
- 第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

肱川流域	大洲市内における長浜町青島の全域並びに長浜、長浜町黒田、長
	浜町沖浦、長浜町今坊、長浜町櫛生、長浜町須沢及び長浜町出海
	の一部を除く範囲

別表第2(第7条関係)

種目	区分	補助単価
転用浄化槽		1基当たり、補助経費の3分の2
		に相当する額。ただし、200,000
		円を上限とする。
雨水タンク	100リットル~200リットル未満	1基当たり、補助経費の3分の2
		に相当する額。ただし、18,000円
		を上限とする。
	200リットル~1,000リットル未満	1基当たり、補助経費の3分の2
		に相当する額。ただし、25,000円
		を上限とする。
	1,000リットル以上	1基当たり、補助経費の3分の2
		に相当する額。ただし、60,000円
		を上限とする。
浸透ます		1基当たり、補助経費の3分の2
		に相当する額。ただし、5,000円を
		上限とする。
浸透側溝		1 メートル当たり、対象経費の3分の
		2に相当する額。ただし3,500円を
		上限とする。
		1 メートル当たり、対象経費の3分の
浸透トレンチ		2に相当する額。ただし3,000円を
		上限とする。
		1平方メートル当たり、対象経費の3
透水性舗装		分の2に相当する額。ただし1,000
		円を上限とする。

備考 千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

大洲市流域治水推進補助金交付申請書

年 月 日

大洲市長 様

住所申請者氏名電話番号

大洲市流域治水推進補助金の交付を受けたいので、大洲市流域治水推進補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

	設 置 位 置	□ 申請者住所に同じ	
		□(大洲市)
設	施設名	対 象 施 設 数 貯 留 量	
置	□ 転用浄化槽	基	m3
施	□ 雨水タンク	基	m3
設の	□ 浸透ます	基	m3
内	□ 浸透側溝	m	m3
容	□ 浸透トレンチ	m	m3
	□ 透水性舗装	m2	m3
	交付申請額	金 円 (算出式)
	土地所有者	住所 氏名 電話番号	
	工事期間	補助金交付決定日から ○○年○○月○○日まで	
	設 置 者	住所	
(施工業者)	氏名 電話番号	
	添付書類	1 工事場所の案内図及び工事の概要を示す図面(平面図、構造図など 2 雨水貯留浸透施設の設置前の現場写真(状況が把握できるもの) 3 材料費及び工事費の見積書 4 雨水貯留浸透施設の製品カタログ 5 誓約書及び市税納入状況確認同意書(様式第2号) 6 その他市長が必要と認める書類)

※ 該当する□にレ点を記入してください。

誓約書及び市税納入状況確認同意書

年 月 日

大洲市長 様

住所申請者氏名電話番号

私は、大洲市流域治水推進補助金の交付申請にあたり、設置工事においては大洲市の指導に従います。工事完了後は、雨水貯留浸透施設を適正に維持管理し、効用発揮に努めるとともに、事故防止、安全対策に努めます、

また、工事完了後、雨水貯留浸透施設自体の変形、破損等が生じた場合並びに雨水貯留浸透施 設の異常から第三者に事故、問題等が生じた場合において、その責任はすべて私が負うものであ り、大洲市にその損害賠償を請求しないことを誓約します。

並びに、市税納付状況の照会が行われることに同意します。

大洲市流域治水推進補助金交付決定通知書

第		号
年	月	日

様

大洲市長

年 月 日付けで申請のありました大洲市流域治水推進補助金の交付については、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	□ 補助しま	ミ す □	補助できません
設 置 位 置	大洲市	番地	
補助金交付決定額	金		円
交 付 の 条 件	し、又は廃止 金変更承認申記 ならない。 2 工事の確認 補助対象者に は、大洲市流域 り大洲市貯留	は、雨水貯留浸透施 しようとするときは 請書を市長に提出し 等 は、雨水貯留浸透施 或治水推進補助金交	設の工事に伴う計画を変更 、大洲市流域治水推進補助 、その承認を受けなければ 設の工事が完了したとき 付要綱第11条の規定によ 告書を市長に提出し、速や ばならない。
補助できない場合の理由			

大洲市流域治水推進補助金変更承認申請書

年 月 日

大洲市長 様

住所申請者氏名電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定を受けた大洲市流域治水推進補助金について、申請内容を変更したいので大洲市流域治水推進補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

- □ 補助金交付申請内容の変更
- □ 補助事業の廃止
 - ※ 該当する口にレ点を記入してください。

(変更・廃止理由)

(変更後の申請内容)

○別紙に記載

別紙

【変更後の申請内容】

	設 置 位 置	□ 申請者住所に同じ			
		□(大洲市)	
設	施設名	対 象 施 設 数		貯 留 量	
置	□ 転用浄化槽		基	;	m3
施	□ 雨水タンク		基	;	m3
設	□ 浸透ます		基	;	m3
の内	□ 浸透側溝		m		m3
容	□ 浸透トレンチ		m		m3
	□ 透水性舗装		m2		m3
	交付申請額	金(算出式		円)
	土地所有者	住所 氏名	氰	話番号	
	工事期間	○○年○○月○○日から	00	9年〇〇月〇〇日まで	
	設 置 者	住所			
(施工業者)	氏名	電	 話番号	
	添付書類		jの現場 ・ タログ 「認同意		

[※] 該当する□にレ点を記入してください。

大洲市流域治水推進補助金変更承認書

第号年月日

様

大洲市長

年 月 日付けで申請のありました 第 号により交付決定をした大洲市流域治水推進補助金の交付については、次のとおり計画の変更(廃止)を承認したので通知します。

設置位置	大洲市	番地
変更後の 補助金交付決定額	金	円
計画変更(廃止)の 内容		
条件		

大洲市流域治水推進補助金に係る 消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

大洲市長様

住所申請者氏名電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定を受けた大洲市流域治水推進補助金について、大洲市流域治水推進補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 位 置	大洲市	番地	
① 補助金交付確定額	金		円
② 補助金の確定時に減額した 仕入れに係る消費税相当額	金		円
③ 消費税及び地方消費税の申告により 確定した仕入れに係る消費税相当額	金		円
④ 補助金返還相当額(③-②)	金		円

大洲市雨水貯留浸透施設工事完了報告書

年 月 日

大洲市長様

住所申請者氏名電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定を受けた雨水貯留浸透施設の工事を完了しましたので、大洲市流域治水推進補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

	設 置 位 置	大洲	市			番地	<u>ħ</u>
設	施設名		世 置	施	設	数	貯 留 量
置	□ 転用浄化槽					基	m3
施	□ 雨水タンク					基	m3
設	□ 浸透ます					基	m3
の内	□ 浸透側溝					m	m3
容	□ 浸透トレン	F				m	m3
	□ 透水性舗装					m2	m3
	工事完了日	令和	年		月	日	
	設 置 者 施 工 業 者	住所) 氏名				電	 言話番号
	添付書類	い) 2 雨水 (1) 名 (2) 済	い) 2 雨水貯留浸透施設の工事写真(状況が把握できるもの) (1)各施設の設置、配管及び接続状況 (2)浄化槽転用工事については、使用ポンプ、水栓、集水縦樋、浄化槽下部 穴あけ作業及び撤去した不用品の写真など				
						める書類	

該当する□にレ点を記入してください。

大洲市流域治水推進補助金額確定通知書

第号年月日

様

大洲市長

年 月 日付けで工事の完了報告のあった大洲市流域治水推進補助金の交付については、次のとおりその額を確定したので通知します。

設 置 位 置	大洲市 番	地
補助金交付確定額	金	円
	1 雨水貯留浸透施設を適正に維持管理	里し、効用の発揮に努めること。
遵守事項	2 補助金を受けて設置した施設を他の	O用途に使用しないこと。

大洲市流域治水推進補助金交付請求書

年 月 日

大洲市長様

住所申請者氏名電話番号

年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった大洲市流域治水推進補助金について、大洲市流域治水推進補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

設置位置	大洲市	番地	
請求金額	金		円

補助金は、下記の口座に振り込んでください。

振	金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店
	預金の種類	普通	6座
込	口座番号		
先	フリガナ		
	口座名義人		